

---

**平成二十四年政令第二百二十九号**

原子力規制委員会設置法第二十二條第一項の員数を定める政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会設置法第二十二條第一項の政令で定める員数は、四十人とする。

**附 則**

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。